

## 就労継続支援A型に係る報酬・基準について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

# 就労継続支援A型の概要

## ○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

## ○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

## ○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

### 基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分	基本報酬
スコア	
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

### 主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日  
※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日  
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)  
※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位  
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合  
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合  
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加  
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等  
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

## ○ 事業所数

4,415 (国保連令和 5年 4月実績)

## ○ 利用者数

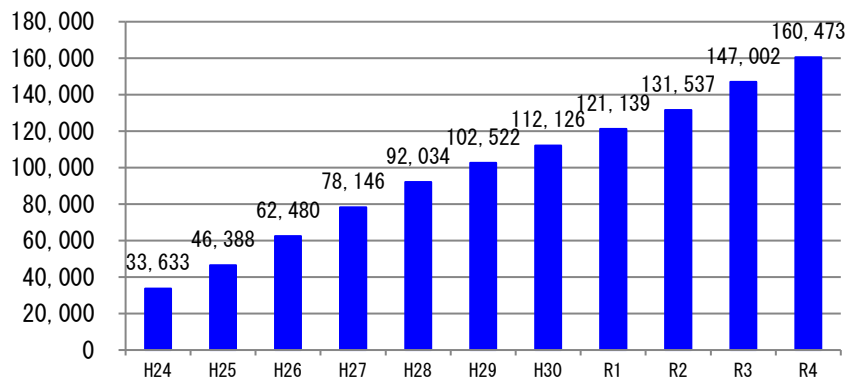
85,421 (国保連令和 5年 4月実績) 1

# 就労継続支援A型の現状①

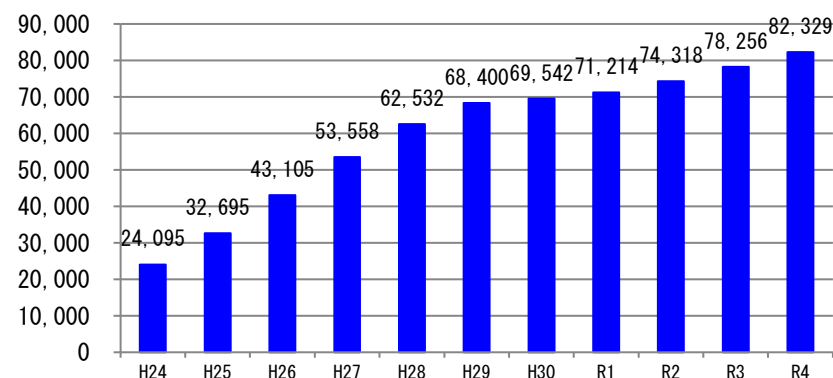
## 【就労継続支援A型の現状】

- 令和4年度の費用額は約1,600億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.8%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年度増加している。

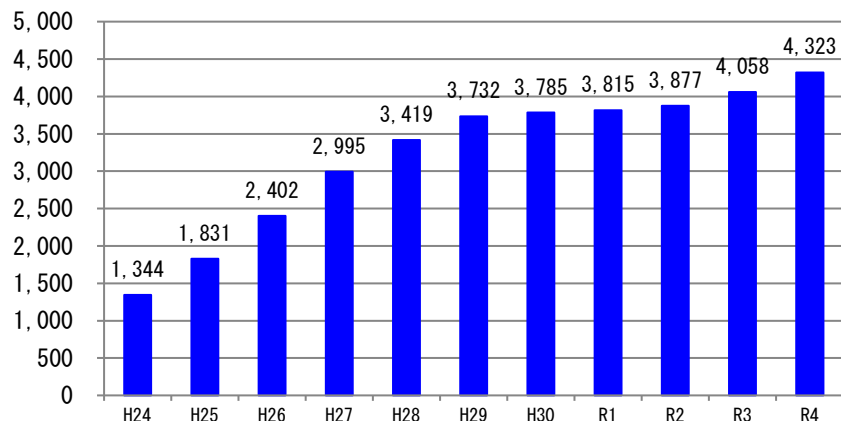
### 費用額の推移(百万円)



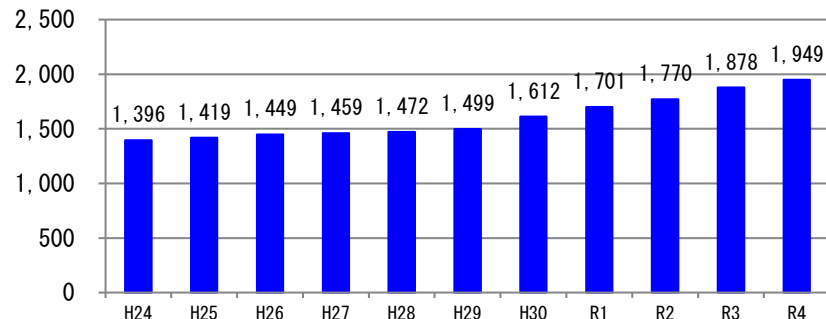
### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



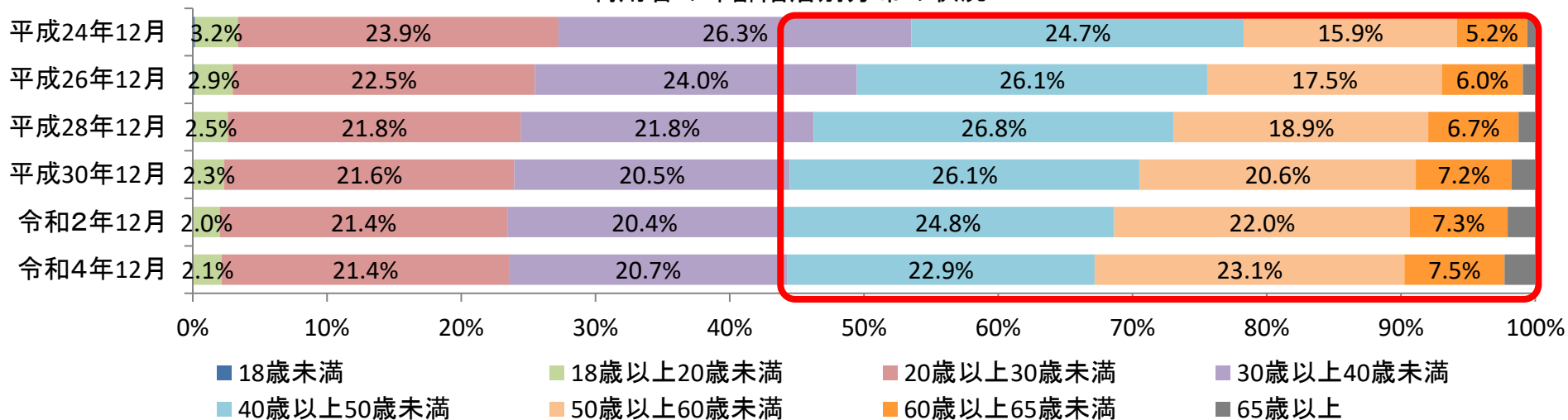
### 利用者一人あたりの費用額の推移(千円)



# 就労継続支援A型の現状②

○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、令和4年12月時点で55.7%となっている。

利用者の年齢階層別分布の状況



(単位:人)

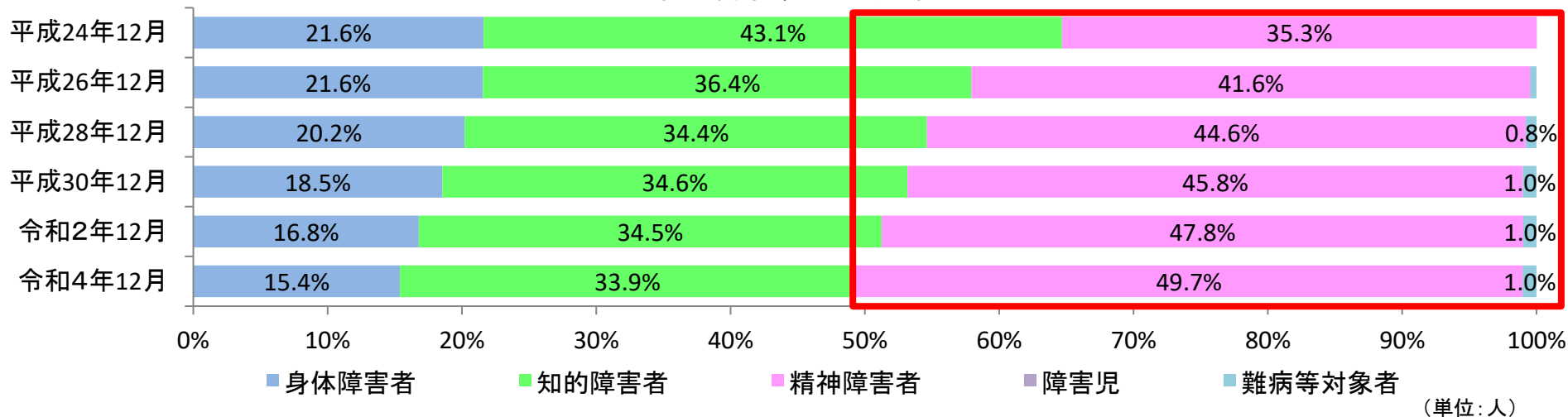
	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
H24.12	41	814	6,083	6,693	6,301	4,039	1,335	154	25,460
H26.12	55	1,292	10,136	10,803	11,758	7,873	2,717	421	45,055
H28.12	57	1,625	14,005	14,023	17,238	12,173	4,317	801	64,239
H30.12	45	1,595	15,024	14,269	18,147	14,310	4,979	1,219	69,588
R2.12	41	1,480	16,176	15,396	18,723	16,599	5,508	1,559	75,482
R4.12	45	1,748	17,762	17,183	19,008	19,154	6,183	1,907	82,990

【出典】国保連データ

# 就労継続支援A型の現状③

○ 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者の約5割を占めている。

利用者の障害種別の分布状況

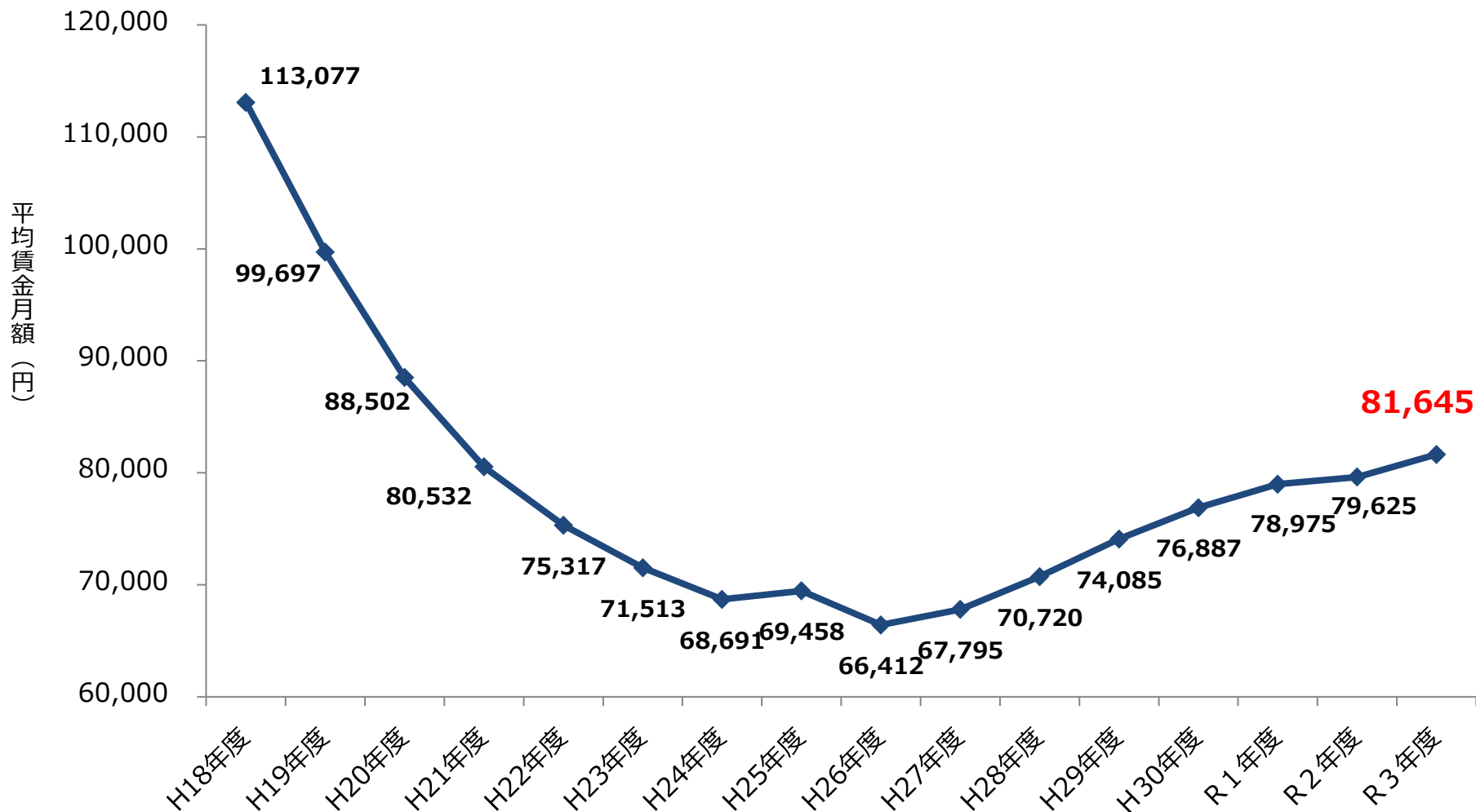


	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
H24.12	5,505	10,962	8,989	4	0	25,460
H26.12	9,716	16,385	18,738	13	203	45,055
H28.12	12,977	22,112	28,627	6	517	64,239
H30.12	12,900	24,108	31,862	9	709	69,588
R2.12	12,673	26,004	36,050	5	750	75,482
R4.12	12,775	28,102	41,253	8	852	82,990

【出典】国保連データ

# 就労継続支援 A 型事業所における平均賃金月額推移

○ 令和 3 年度の利用者 1 人当たりの平均賃金月額は 81,645 円であり、近年増加傾向である。



※ 平成 23 年度までは、就労継続支援 A 型事業所、福祉工場における平均賃金

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

# 就労継続支援A型に係る論点

論点1 スコア方式による評価項目の見直しについて

論点2 経営改善の取組の促進について

# 【論点1】スコア方式による評価項目の見直しについて

## 現状・課題

- 就労継続支援A型事業所の基本報酬は、「労働時間」や「生産活動」等からなる各評価項目の合計点に応じ算定する「スコア方式」による評価が行われている。このスコアについては、105点以上（200点満点）のスコアを取得している事業所が全体の8割以上に上っている。
- 他方で、
  - ・ 就労継続支援A型事業所の生産活動収支の向上に向けた取組及びその成果を適切に評価できるような報酬への見直しを図るなど、経営改善を促していくべきである
  - ・ 事業者が、本人の希望を踏まえつつも、一般就労への円滑な移行を実現できるような取組を促すため、移行に向けた取組や移行実績を踏まえた報酬への見直し等を検討すべきであるといった指摘もある。

## 検討の方向性

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目については、以下のような見直しを検討してはどうか。
  - ・ 労働時間の評価について、利用者の1日の平均労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながる傾向があることから、平均労働時間の長さをより一層評価する
  - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合・下回った場合の評価の一層のメリハリ付けを行う
  - ・ 各評価項目の得点配分について、事業者の取得状況を踏まえつつ、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、全体のバランスの見直しを行う
  - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける

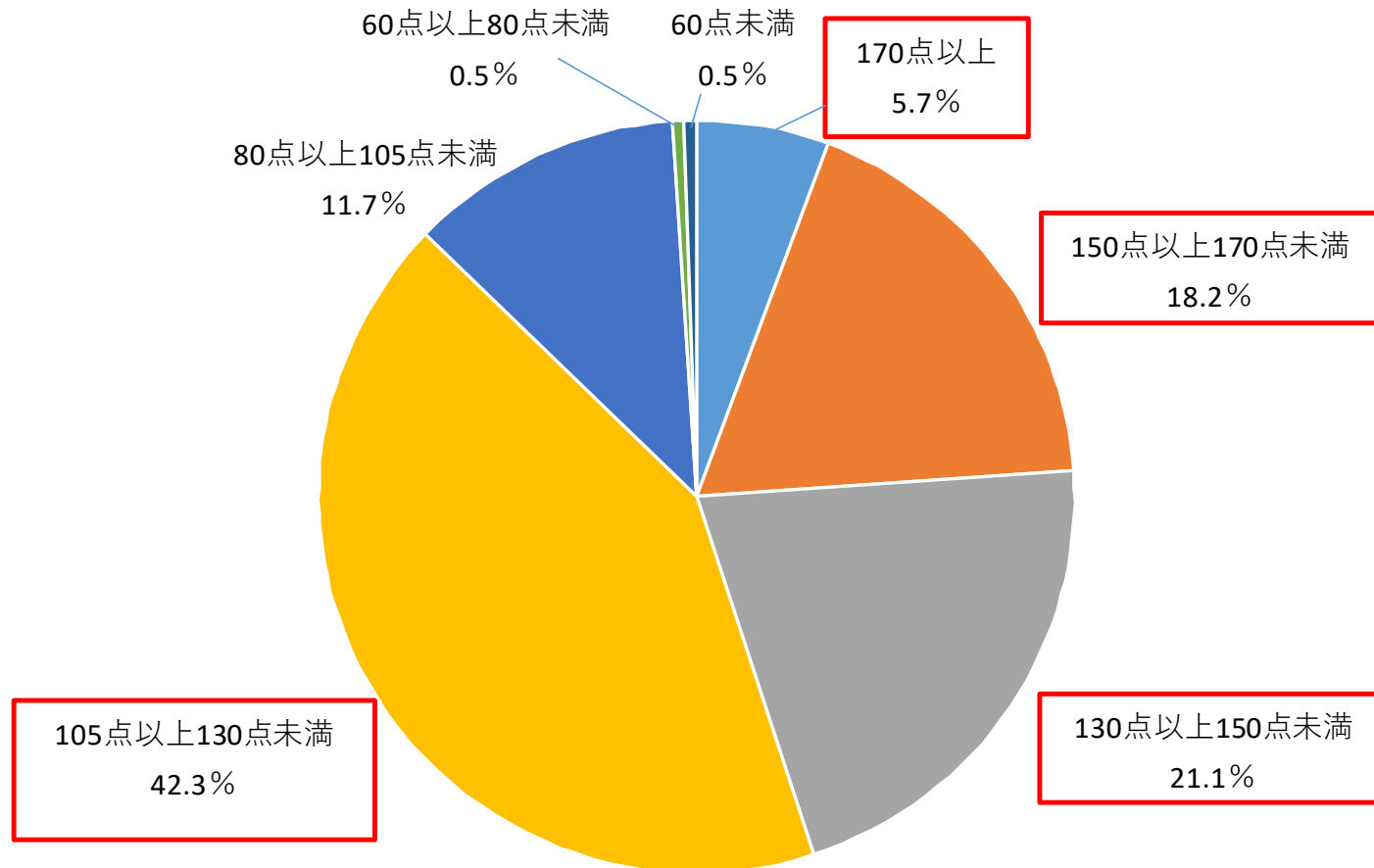




# 就労継続支援A型事業所におけるスコアの分布

(論点1参考資料②)

- スコア合計点の区分で105点以上のスコアを取得している就労継続支援A型事業所が全体の8割以上ある。



※出典：国保連データ（令和5年4月）

# 総 括 調 査 票

令和4年度予算執行調査資料

調査事業名	(16) 障害福祉サービス等 (就労継続支援A型)		調査対象 予算額	令和3年度：1,311,053百万円の内数 (参考 令和4年度：1,385,866百万円の内数) (論点1参考資料③)		
府省名	厚生労働省	会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省		目	障害者自立支援給付費負担金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事業の概要

### 【事業の概要】

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づき障害者や障害児に提供する福祉サービスである。

そのうち、就労系障害福祉サービスには、一般就労（通常の民間企業での就労）を希望する者に対し必要な訓練等を行う「就労移行支援」、一般就労が困難な者に対し就労・生産活動の機会を提供しつつ必要な訓練等の支援を行う「就労継続支援」及び一般就労後6ヵ月を経過した者に対し一般就労定着のための相談・助言等を行う「就労定着支援」があり、「就労継続支援」は、雇用契約に基づき支援を行う「就労継続支援A型」及び雇用契約に基づかない「就労継続支援B型」に分類される。

就労継続支援A型は、通常の民間企業に雇用されることが困難であり雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労・生産活動の機会を提供その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスである。総費用額、利用者数及び事業所数は毎年増加しており、その伸びは障害福祉サービス等全体の伸びを上回っている。【図1～3】

障害福祉サービスを提供する事業者に対しては、その対価として報酬が支払われることとなっているが、基本報酬単価は提供するサービスごとに定められ、各事業所のサービス提供体制に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

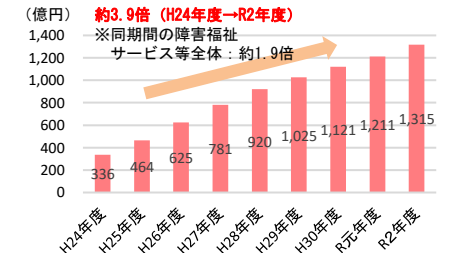
就労継続支援A型の基本報酬については、令和3年度報酬改定において、利用者の1日あたり平均労働時間のみを勘案して算定する方式から、各事業所における働く場としての質を5つの指標で評価してそのスコアに応じて算定する方式へ改定された。【図4】

そこで、各事業所における報酬改定後の基本報酬算定状況や一般就労への移行実績について検証するとともに、市町村における支給決定の状況についても検証する。

【図4】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における就労継続支援A型の基本報酬等の見直し

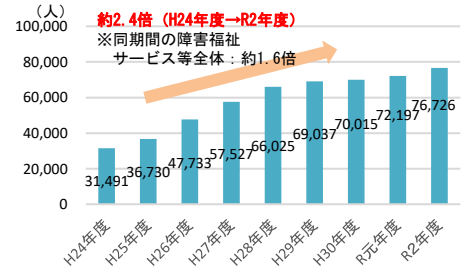
改定前		改定後	
●「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定		●基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直し。	
平均労働時間	基本報酬	評価指標	
7時間以上	618単位/日	労働時間	1日の平均労働時間により評価
6時間以上 7時間未満	606単位/日	生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価
5時間以上 6時間未満	597単位/日	多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価
4時間以上 5時間未満	589単位/日	支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価
3時間以上 4時間未満	501単位/日	地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価
2時間以上 3時間未満	412単位/日	合計点	合計点（点）
2時間未満	324単位/日	／200点	基本報酬（単位/日）
※従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位		170～	150～
		130～	105～
		80～	60～
		60～	75
		～55	
		724	692
		676	655
		527	413
		319	
		●事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。	
		※令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。	

【図1】就労継続支援A型の総費用額



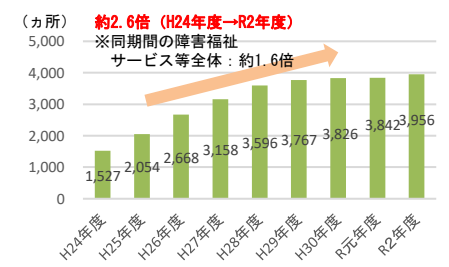
【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報

【図2】就労継続支援A型の利用者数



【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報（各年度3月）

【図3】就労継続支援A型の事業所数



【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報（各年度3月）

調査事業名 (16) 障害福祉サービス等 (就労継続支援A型)

(論点1参考資料④)

②調査の視点

1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

就労継続支援A型事業所の基本報酬について、令和3年度障害福祉サービス等報酬算定後の各事業所の算定状況について検証を行った。

③調査結果及びその分析

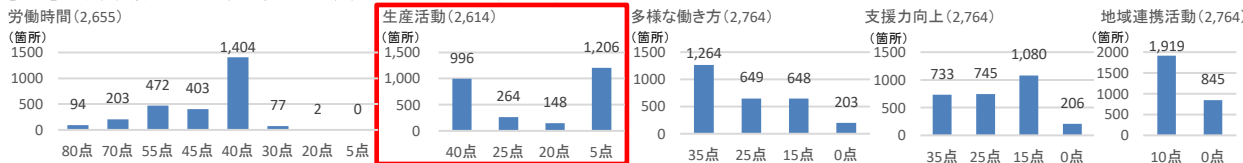
1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

(1) 基本報酬算定状況の実態

指定就労継続支援A型事業者は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）により、障害者が自立した生活を営むことを支援するため、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めなければならないとされている。

こうした中、基本報酬算定に係る5つの指標のうち「生産活動」においては、判定スコアが40点（最高得点）の事業所が約4割、5点（最低得点）の事業所が約5割と、基準を満たしている事業所と満たしていない事業所が両極化している。なお、判定スコアが5点の事業所については、利用者への賃金の支払いを生産活動による収入で賄うことができず、障害福祉サービス報酬から賃金に充当する状況となっている。【図5、表1】

【図5】基本報酬算定に係る各指標ごとの獲得スコア別事業所数の分布 ※括弧書きは有効回答数



【表1】「生産活動」のスコア別事業所数及びその割合

判定スコア	評価指標	事業所数(2,614箇所)	割合
40点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上	996箇所	38.1%
25点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	264箇所	10.1%
20点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	148箇所	5.7%
5点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満	1,206箇所	46.1%

(2) 一般就労・就労移行支援への移行実績

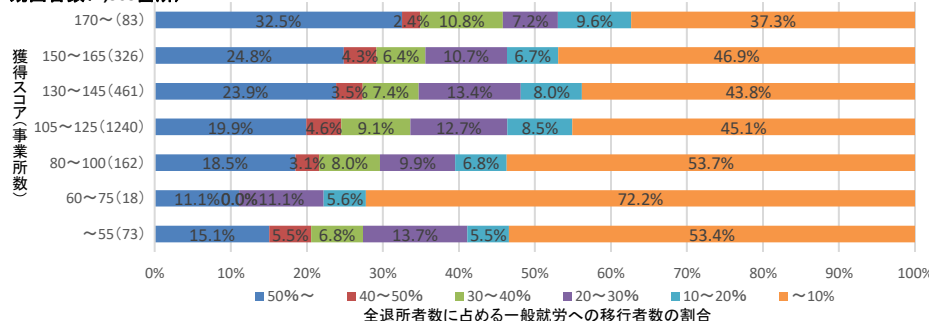
就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数については、毎年増加傾向にある。令和3年度における就労継続支援A型から一般就労への移行実績は「1人以上」と「0人」の事業所が約半数ずつとなっている。また、各事業所の令和3年度における全退所者数に占める一般就労への移行者数の割合を各事業所のスコア別に見るとスコアの低い事業所の方が一般就労への移行実績が低調となっている傾向がある。【表2、図6】

【表2】

一般就労への移行者数別の事業所数 (有効回答数:2,764箇所)

一般就労への移行者数	事業所数
1人以上	1,315箇所 (47.58%)
0人	1,449箇所 (52.42%)
計	2,764箇所

【図6】令和3年度中の退所者数に占める一般就労への移行者数の割合でみた獲得スコア別事業所数の構成割合 (有効回答数:2,363箇所)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

各事業者の生産活動収支の向上に向けた取組及びその成果を適切に評価できるような報酬への見直しを図るなど、経営改善を促していくべきである。

また、事業者が、本人の希望を踏まえつつも、一般就労への円滑な移行を実現できるような取組を促すため、移行に向けた取組や移行実績を踏まえた報酬への見直し等を検討すべきである。

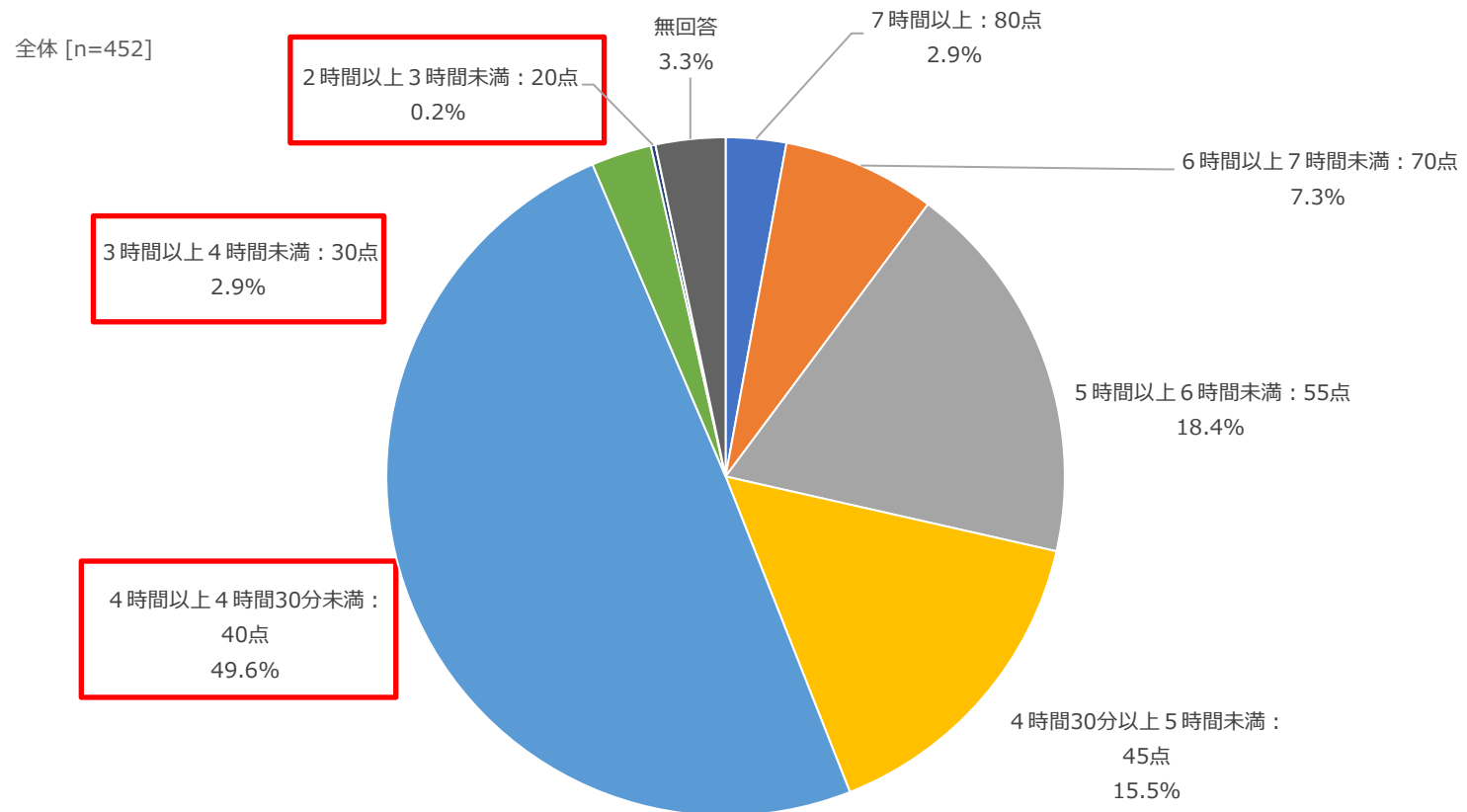
【調査対象年度】  
令和3年度

【調査対象先数】  
就労継続支援A型事業所  
調査対象先数：3,922箇所

# 「労働時間」のスコア

(論点1参考資料⑤)

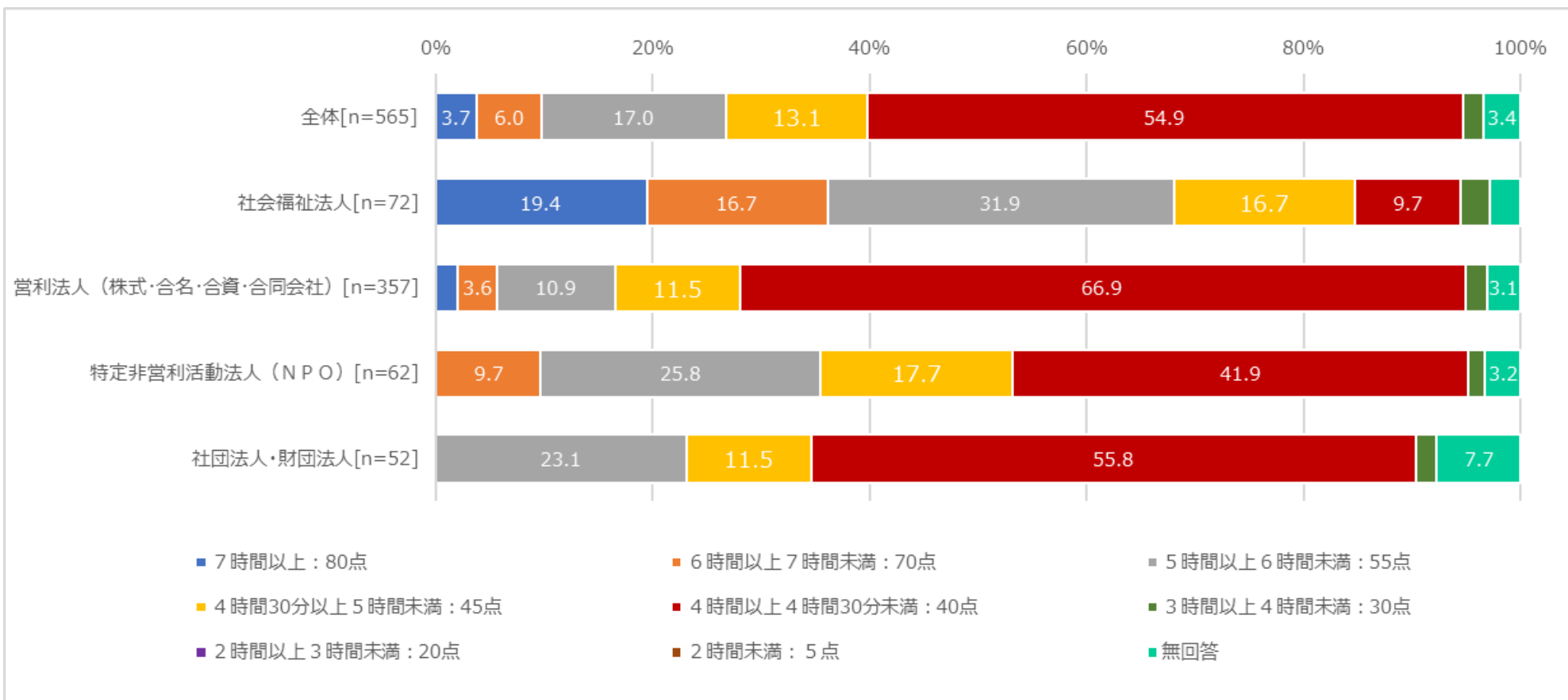
- 「労働時間」のスコアでは、「4時間以上4時間30分未満：40点」が49.6%、次いで、「5時間以上6時間未満：55点」が18.4%、「4時間30分以上5時間未満：45点」が15.5%となっている。



# 運営法人別の労働時間

(論点1参考資料⑥)

- 社会福祉法人では「5時間以上6時間未満」が31.9%と最も多い。
- 営利法人では「4時間以上4時間30分未満」が66.9%と大半を占めている。

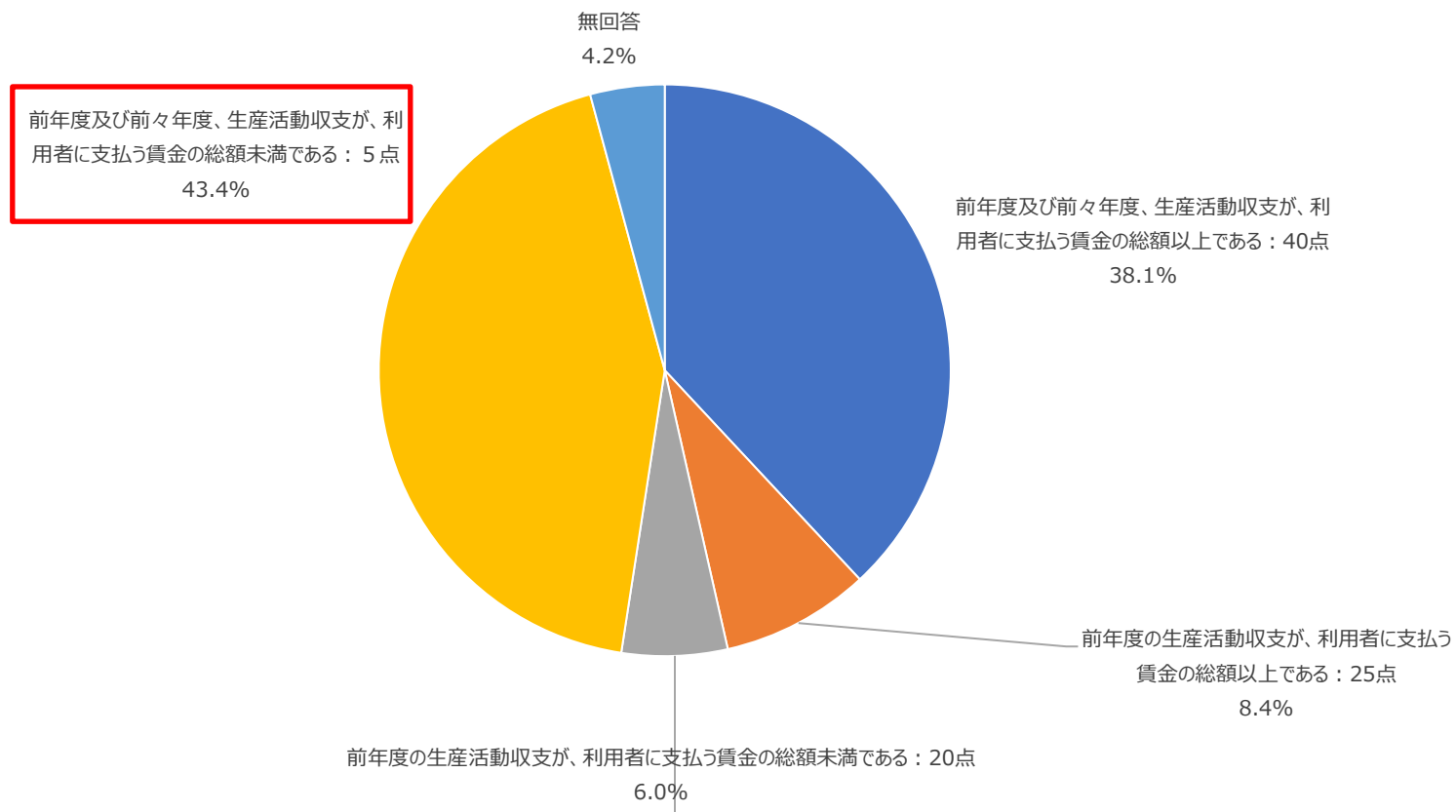


# 「生産活動」のスコア

(論点1参考資料⑦)

- 「生産活動」のスコアでは、「前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である：5点」が43.4%と多くなっており、次いで、「前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である：40点」が38.1%となっている。

全体 [n=452]

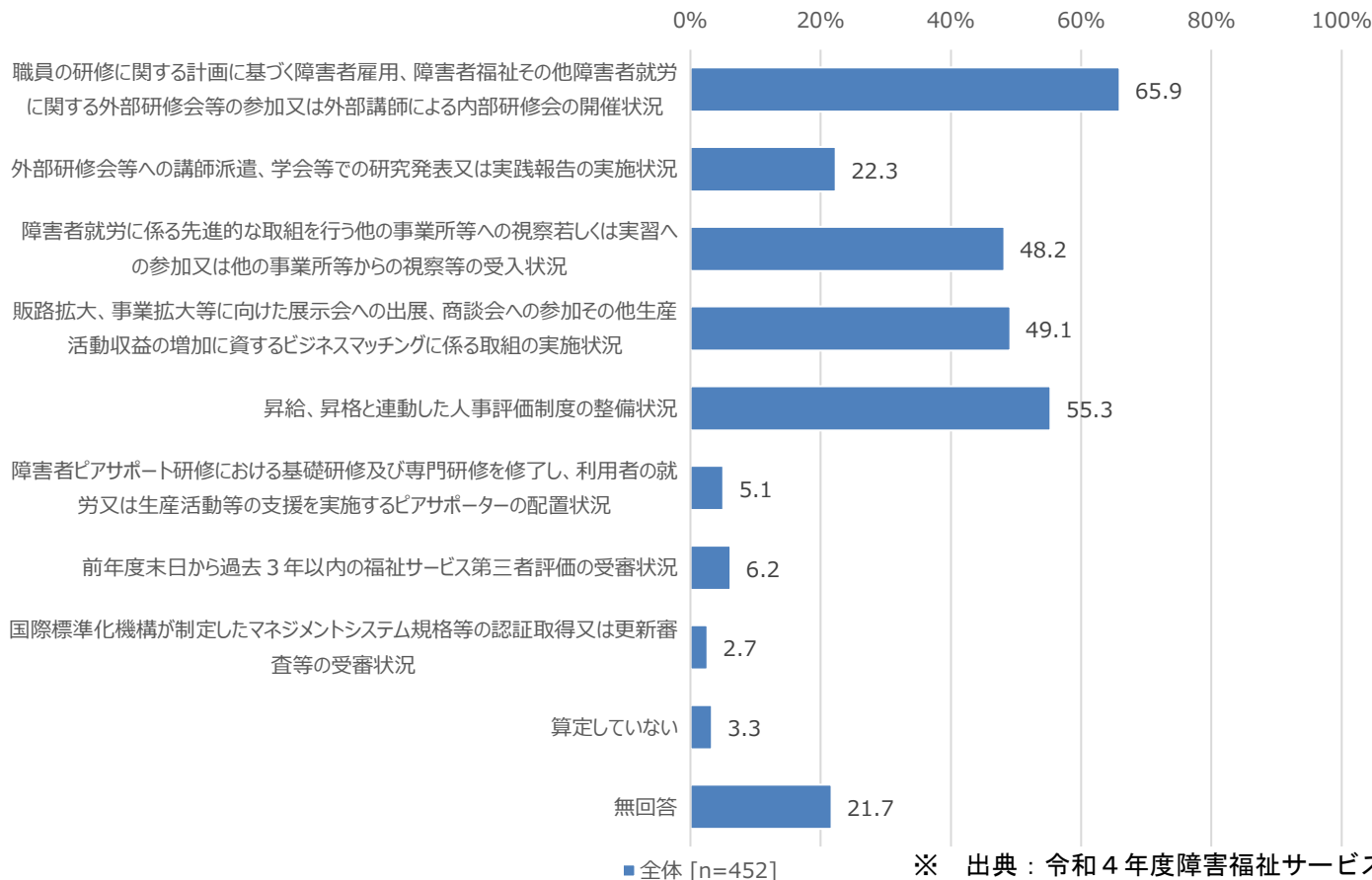


# 「支援力向上」のスコア

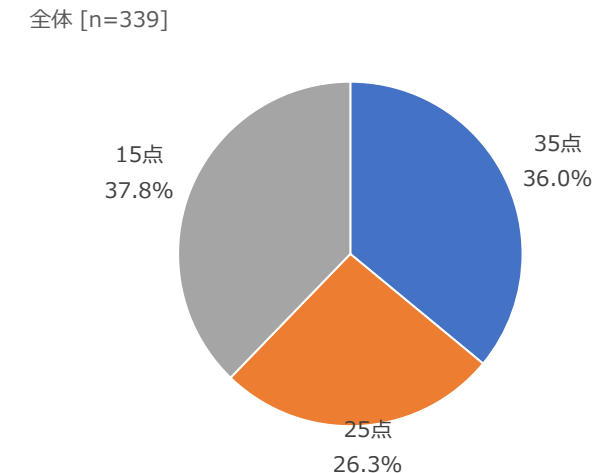
(論点1参考資料⑧)

- 「支援力向上」のスコアでは、「職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況」が65.9%と多くなっており、次いで、「昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況」が55.3%、「販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況」が49.1%、「障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況」が48.2%等となっている。

図表 379 「支援力向上」のスコアで算定対象とした項目〔複数回答〕



図表 381 「支援力向上」のスコア\_合計評価点





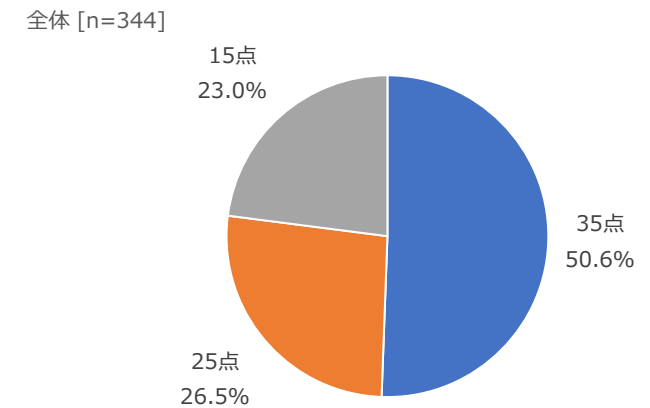
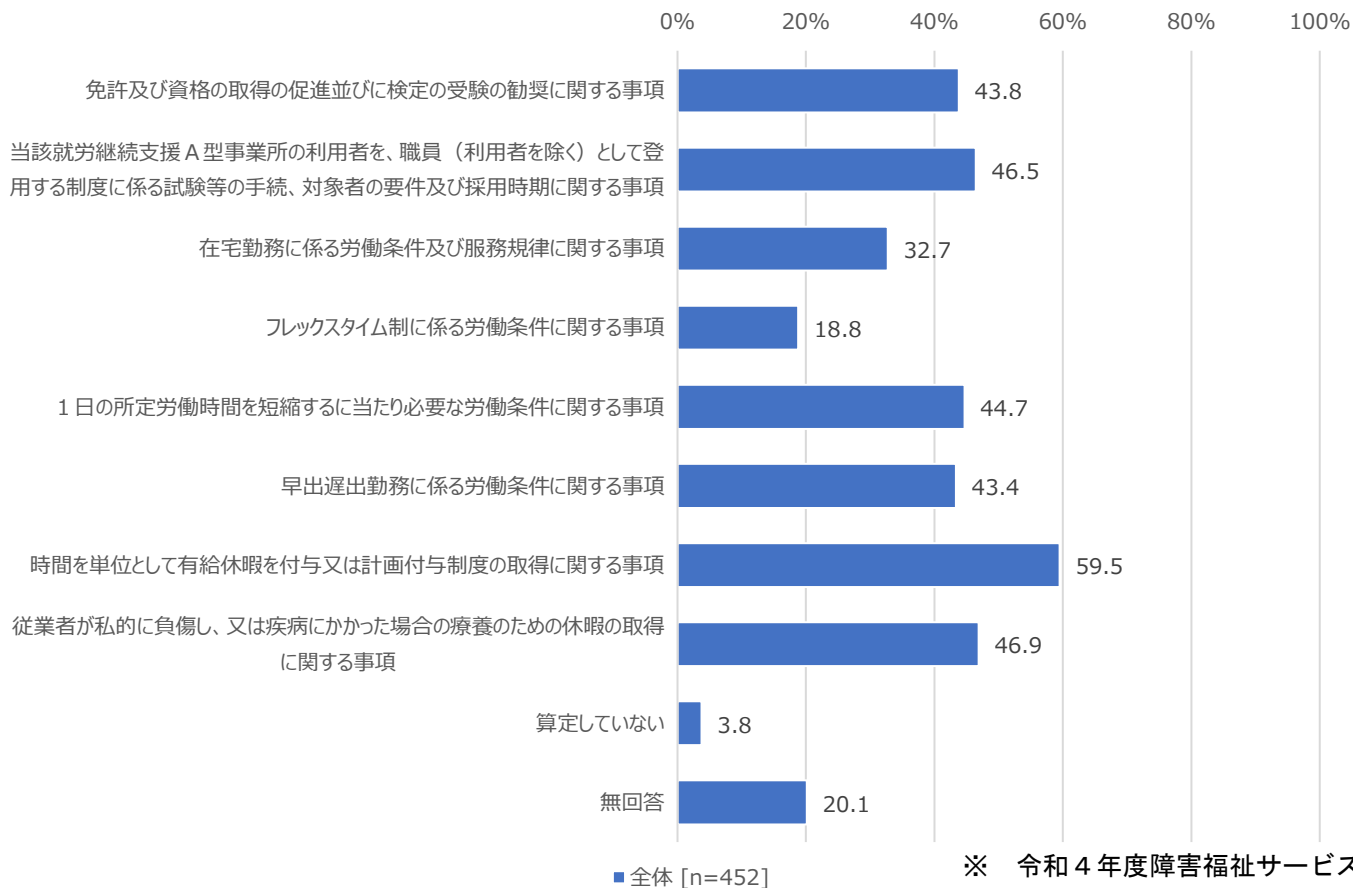
# 「多様な働き方」のスコア

(論点1参考資料⑨)

○ 「多様な働き方」のスコアでは、「時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項」が59.5%と多く、次いで、「従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項」が46.9%、「当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項」が46.5%、「1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項」が44.7%、「免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項」が43.8%等となっている。

図表 376 「多様な働き方」のスコアで算定対象とした項目〔複数回答〕

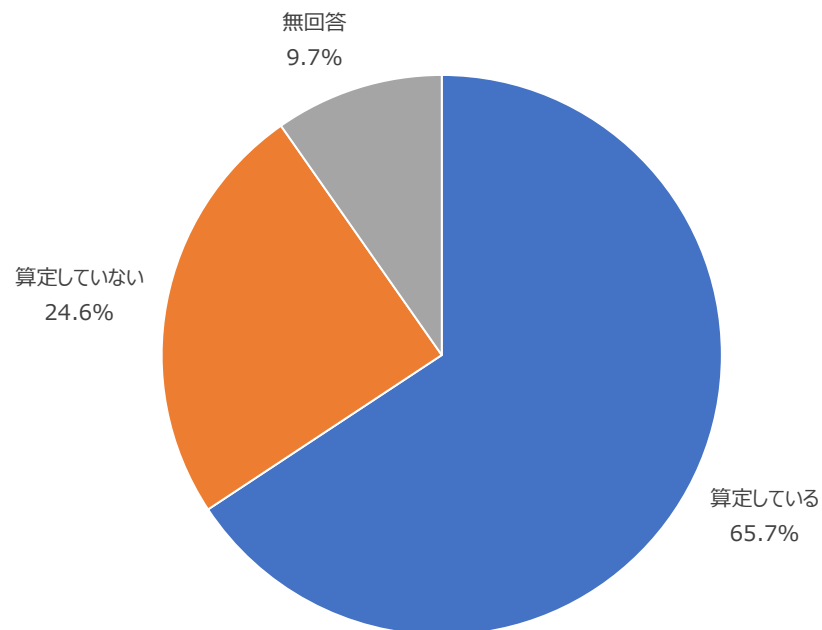
図表 378 「多様な働き方」のスコアの合計評価点



- 「地域連携活動」のスコアの算定の有無を聞いたところ、「算定している」が65.7%、「算定していない」が24.6%となっている。

図表 382 「地域連携活動」のスコアの算定の有無

全体 [n=452]



## 【論点2】経営改善の取組の促進について

### 現状・課題

- 就労継続支援A型事業所については、指定基準において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とこととされている。
- 指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。
- 令和4年3月末現在、生産活動収益が利用者賃金総額を下回り、指定基準を満たさない事業所が5割以上あった。また、経営改善計画書を2年連続提出した事業所や経営改善計画書を提出しない事業所もある。
- 令和4年6月にとりまとめられた障害者部会報告書では、「経営改善計画の作成等の措置によっても早期の改善にはつながっていない事業所があることを踏まえて、特に、複数年にわたって経営改善計画の対象となっている事業所に対して、どのような実効性のある対応を図ることが考えられるか等について検討すべきである。」と指摘されている。

### 検討の方向性

- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導とともに、新たにスコア方式における対応を検討してはどうか。

### <就労継続支援A型の在り方や役割の整理>

- これまでの経緯や、就労継続支援A型の利用者・事業所や支援内容が多様であることを踏まえれば、就労継続支援A型の在り方や役割としては、障害者の稼得能力だけでなく、障害特性等を含め、一般就労が難しい障害者に就労や訓練の機会を適切に確保するための事業であることが求められるものである。今後、さらに実態の把握を進めながら、一般就労への移行も含めた利用者のニーズに沿った支援の提供や十分な生産活動の実施が図られるように、具体的な方策を講じていくことを検討すべきである。
- その際、A型における支援の質の向上や生産活動の活性化を促す観点から、
  - ・ スコア方式の導入後の状況を検証・分析した上で、より充実した支援や生産活動に取り組む事業所を的確に評価できるようにするために、どのような評価項目や評価点を設定することが考えられるか
  - ・ 経営改善計画の作成等の措置によっても早期の改善にはつながっていない事業所があることを踏まえて、特に、複数年にわたって経営改善計画の対象となっている事業所に対して、どのような実効性のある対応を図ることが考えられるか等について検討すべきである。

# 就労継続支援A型における生産活動の状況

(論点2参考資料②)

- 就労継続支援A型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている  
(注)事業所は3,512事業所のうち1,984事業所 (56.5%)

(注) 就労継続支援A型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)第192条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営状況 (令和4年3月末日時点)】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,228	3,512	1,984	56.5%
(3,997)	(3,247)	(1,893)	(58.3%)

※1 ( ) 内に昨年度の状況 (令和3年3月末日時点) を記載

※2 指定基準を満たしていない事業所 (1,984) のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,777事業所 (提出率89.6%)

※3 指定基準を満たしていない事業所 (1,984) のうち、令和3年3月末日時点も指定基準を満たしていない事業所は1,357事業所 (68.4%)

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見①

No	意見の内容	団体名
1	○スコア告示で示されている「業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項」について、就業規則で『傷病休暇制度や療養中・療養後の短時間勤務制度、失効年休積立制度等』を定めていることをもって2点として頂きたい。また、「支援力向上のための取組」で示されている事項に加え、『就労支援の質を向上するため、“ジョブコーチの配置”や“就労する上で課題となるコミュニケーションを支援する専門人材の配置”』を項目に加えて頂きたい。併せて、高賃金を達成している事業所や最低賃金の減額割合が低い事業所を評価する項目を追加して頂きたい。	全国社会就労センター協議会
2	○長期入院者が退院後に年齢制限のため就労継続支援A型を利用できないことがあるため、年齢制限を撤廃する必要がある。	全国地域で暮らそうネットワーク
3	○就労継続支援A型の基本報酬の評価項目は、知的障害者の特性を反映し難しい項目があるため、項目を再設定する。	日本知的障害者福祉協会
4	○安易な売却や廃業防止、利益優先の新規参入抑止・障害者雇用企業のA型新設抑止（財政抑制）のために、新規基準を設けて頂きたい。	就労継続支援A型事業所全国協議会
5	○A型からB型に安易に転向がされないようなA型とB型の報酬体系にして頂きたい。	就労継続支援A型事業所全国協議会
6	○生活支援に関するものは別にして、就労に関する計画やアセスメント、モニタリングの様式をリンクさせて、就労アセスメントに利用できるものにしてはどうか。また、ケース記録も特記事項や生活に関する支援がない場合の記入をしなくてよいようにして、業務の効率化にしてはどうか。	就労継続支援A型事業所全国協議会
7	○短時間となる理由について事業所認可された自治体の承認があれば、平均労働時間の算定から除外してはどうか。また、悪用や乱用を防ぐため、上限数や割合を設けるとともに、事業所認可された自治体に対し支援計画（上限年数有）を提出させることにしてはどうか。	就労継続支援A型事業所全国協議会

## 関係団体ヒアリングにおける主な意見②

No	意見の内容	団体名
8	<p>○スコア方式について以下の改善を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的なバランス           <ul style="list-style-type: none"> <li>：労働時間と多様な働き方をを少し減らし、支援力向上を増やす。</li> </ul> </li> <li>・生産活動に関する点数           <ul style="list-style-type: none"> <li>：赤字か黒字だけでなくその達成率も考慮。</li> </ul> </li> <li>・多様な働き方           <ul style="list-style-type: none"> <li>：旧福祉工場を想定しているような項目が多く、虐待防止とか満足度調査などあって良い。免許や資格だけでなく、内部のキャリアアップ制度（利用者の能力開発・能力向上への取り組み）の視点が必要</li> </ul> </li> <li>・支援力向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>：ISOはレベルが高すぎるため、HACCPも含めていただきたい。</li> </ul> </li> <li>・スコアの公表           <ul style="list-style-type: none"> <li>：指定権者が一括公表すべき。掲載されていない事業所や探すのが困難な事業所があり、利用者にも不利益。</li> </ul> </li> <li>・加算減算について           <ul style="list-style-type: none"> <li>：特定処遇改善加算のA型の算定基礎値が低い。重度支援体制加算は、障害者手帳（身体・療育・精神）の重軽度か、職業判定を基準にしたらどうか。</li> </ul> </li> </ul>	就労継続支援 A 型事業所全国協議会
9	<p>○A型事業所においてもB型事業所と同等の就労移行加算がつくことが望ましい。</p>	全国就業支援ネットワーク
10	<p>○生産活動収益が利用者賃金総額を下回り、指定基準を満たさない事業所が多いことから、経営改善計画未提出及び2年以上指定基準を満たさない事業所は新規利用者受入れ停止など厳しい対応が必要ではないか。</p>	全国就労移行支援事業所連絡協議会